

## 個人投資家の特定投資家への移行（プロ成り）の要件の緩和

金融庁は、令和4年4月1日に、「[金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）](#)」（以下「パブリックコメント案」といいます。）を公表しました。

同パブリックコメント案は、「[金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告—コロナ後を見据えた魅力ある資本市場の構築に向けて](#)」（金融庁（2021年6月18日）、以下「金融審報告書」といいます。）

本ニュースレターでは、改正の背景、改正内容を具体的に解説いたします。

本ニュースレターに関して、ご質問・ご相談がありましたら、下記にご連絡ください。

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士・社会保険労務士 渡邊 雅之

TEL : 03-5288-1021

Email : m-watanabe@miyake.gr.jp

## 第1. 改正条文

金融商品取引業等に関する内閣府令が以下のとおり改正される。

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第六十二条 法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全ていずれかに該当することとする。

### 一 次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（法第三十四条の四第六項において準用する法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。以下次号、この項、次条第二項、第六十四条第二項第五号及び第六十四条の二において同じ。）における申出者（法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条項及び次項並びに第六十四条において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

ロ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。次号ロ及び第四号ロにおいて同じ。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

ハ(1) 有価証券（~~ホ(5)~~に掲げるもの及び~~ヘ(6)~~に掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）

~~ロ(2)~~ デリバティブ取引に係る権利

~~ハ(3)~~ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

ニ(4) 農業協同組合法第十一条の二十七に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の十二に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

- 本(5) 信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権
- △(6) 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利
- ト(7) 商品市場における取引（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十項に規定する商品市場における取引をいう。第三号へにおいて同じ。）、外国商品市場取引（同条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。第六十七条第一号において同じ。）及び店頭商品デリバティブ取引（同法第二条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引をいう。第六十七条第二号並びに第二百二十三条第九項及び第十三項において同じ。）に係る権利
- 三ハ 申出者が最初に当該金融商品取引業者等との間で法第三十四条の四第一項の規定による申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約を締結した日から起算して一年を経過していること。
- 二 次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、前号ハに掲げる要件に該当すること。
- イ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が五億円以上になると見込まれること。
- ロ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産の合計額が五億円以上になると見込まれること。
- ハ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日の属する年の前年における申出者の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第三項に規定する公的年金等に係るものを除く。第四号ハ並びに第二百四十六条の第十一項第二号ハ及び第四号ハにおいて同じ。）が一億円以上であると見込まれること。
- 三 承諾日前一年間における申出者の一月当たりの平均的な契約（次に掲げるものに限る。）の件数が四件以上である場合において、第一号イ又はロに掲げる要件に該当し、かつ、同号ハに掲げる要件に該当すること。
- イ 有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引に係る契約（ニ及びホに掲げるものに該当するものを除く。）
- ロ 農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等契約、水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等契約、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一に規定する特定預金等契約、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等契約、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等契約、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等契約、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金等契約
- ハ 農業協同組合法第十一条の二十七に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の十二

に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約

ニ 信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約

ホ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約へ 商品市場における取引、外国商品市場取引又は店頭商品デリバティブ取引に係る契約

四 特定の知識経験を有する者である場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、第一号ハに掲げる要件に該当すること。

イ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が一億円以上になると見込まれること。

ロ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産の合計額が一億円以上になると見込まれること。

ハ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日の属する年の前年における申出者の収入金額が一千万円以上であると見込まれること

2 既に前項第三号の規定の適用を受けて特定投資家とみなされることとなった申出者については、同号に規定する場合に該当しない場合においても、その知識及び経験に照らして適当であるときは、同号に規定する場合に該当するものとみなして、同号の規定を適用することができる。

3 第一項第四号の「特定の知識経験を有する者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 金融商品取引業、銀行業（銀行法第二条第二項に規定する銀行業をいう。）、保険業（保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。）、信託業その他の金融業に係る業務に従事した期間が通算して一年以上になる者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学の学部、専攻科又は大学院における経済学又は経営学に属する科目の教授、准教授その他の教員（専ら当該科目に関する研究を職務とする者を含む。）の職にあった期間が通算して一年以上になる者

三 次のいずれかに該当する者であって、その実務に従事した期間が通算して一年以上になる者

イ 公益社団法人日本証券アナリスト協会による日本証券アナリスト協会認定アナリストの資格を有する者

ロ 日本証券業協会の規則に定める一種外務員又は二種外務員となる資格を有する者

ハ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項の技能検定のうち同項に規定する検定職種がファイナンシャル・プランニング（等級が一級又は二級のものに限る。）であるものに合格した者

ニ 中小企業診断士（中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百四十七号）第十一条第

一項の規定による登録を受けた者をいう。)

四 経営コンサルタント業に係る業務に従事した期間が通算して一年以上になる者その他の者であって、前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するもの

## 第2. 改正の背景

### 1. 現行の特定投資家制度（プロアマ制度）の概要

成長資金の供給を促進する上で、リスク管理能力及びリスク許容度の高いプロ投資家の役割は重要である。

金融商品取引法（以下、「金商法」という）上、「特定投資家」は、こうしたプロ投資家と位置付けられている。

金商法上、「特定投資家」は、①一般投資家に移行できない特定投資家（適格機関投資家等）、②一般投資家に移行可能な特定投資家（上場会社、資本金5億円以上の株式会社等）、③特定投資家に移行可能な一般投資家（特定投資家以外の法人、一定の要件を満たす個人等）、④特定投資家に移行できない一般投資家に分類される。

金商法上の「特定投資家」については、金融商品取引業者及び登録金融機関（以下、「金融商品取引業者等」という。）に係る一定の行為規制（契約締結前・契約締結時の書面交付義務・適合性原則等、主に情報格差の是正を目的とする行為規制）の適用が除外されるとともに、「特定投資家」向けの取引枠組み（特定投資家私募制度）が設けられている。

個人投資家については、知識、経験及び財産の状況に照らして特定投資家に相当する者として一定の要件を満たす場合、金融商品取引業者等に対して申出を行い、金融商品取引業者等がこれを承諾することで、当該金融商品取引業者等との間でのみ特定投資家に移行することができる。

具体的には、①取引の状況等から合理的に判断して純資産が3億円以上になると見込まれること、②取引の状況等から合理的に判断して投資性金融資産が3億円以上になると見込まれること、③個人投資家の特定投資家への移行（プロ成り）の申出を行った金融商品取引業者等との間で申出を行った契約の種類に属する金融商品取引契約の取引経験が1年以上あることである（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下、「金商業等府令」という。）62条）。

### 2. 現行の特定投資家制度（プロアマ制度）の課題

現状、特定投資家に移行する投資家（特に個人投資家）は限定的である。大手証券会社5社へのヒアリングによると、**個人の特定投資家は延べ92名**（2020年末時点）、特定投資家に移行している法人は延べ約1,000口座（2021年5月ヒアリング時点）。一方、**特定投資家に移行可能な個人の要件の一つである投資性金融資産3億円以上を保有する個人は約2万人と推計される**（「NRI生活者1万人アンケート調査（金融編）」（2019年）・国税庁「直接税」（2018年）を基に野村総合研究所推計）。

また、特定投資家向けの枠組み（特定投資家私募制度）も十分に活用されておらず、特定投資家制度は十分に活用されているとは言えない状況にある。

その背景として、(i) **特定投資家に移行可能な個人の要件が画一的かつ厳格である**、(ii) **特定投資家への移行手続が煩雑である**、(iii) **特定投資家向けの枠組みが限定的である等の課題が指摘されている**。（金融審報告書4頁）

### 第3. 改正内容

#### 1. 個人投資家のプロ成りの弾力化（4つの類型）

改正後は以下の4つタイプの個人投資家のプロ成りが認められることになる（金商業等府令62条1項1号～4号）。

- ①類型1（純資産3億円以上＋投資性金融資産3億円以上＋投資経験1年以上）（金商業等府令62条1項1号）
- ②類型2（【純資産5億円以上 or 投資性金融資産5億円以上 or 収入金額1億円以上】＋投資経験1年以上）（金商業等府令62条1項2号）
- ③類型3（投資性金融資産契約月平均4件以上＋【純資産3億円以上 or 投資性金融資産3億円以上】＋投資経験1年以上）（金商業等府令62条1項3号）
- ④類型4（特定の知識経験＋（純資産1億円以上 or 投資性金融資産1億円以上 or 収入金額1億円以上）＋投資経験1年以上）（金商業等府令62条1項4号）

以下では、類型1から類型4までの各場合について詳しく説明する。

2. 類型1（純資産3億円以上＋投資性金融資産3億円以上＋投資経験1年以上）（金商業等府令62条1項1号）

- ①から③までのいずれの要件にも該当すること。
- ① 取引の状況等から合理的に判断して純資産が3億円以上になると見込まれること。
  - ② 取引の状況等から合理的に判断して投資性金融資産<sup>1</sup>が3億円以上になると見込まれること。
  - ③ 個人投資家の特定投資家への移行（プロ成り）の申出を行った契約の種類に属する金融商品取引契約の取引経験が1年以上あること（当該申出をした金融商品取引業者等における取引経験に限らない）

類型1は、改正前（現行）の個人投資家の特定投資家移行（プロ成り）の要件をベースにしたものである（純資産3億円以上要件・投資性金融資産3億円以上要件は同じ）。

【改正前（現行）の個人投資家のプロ成りの要件】

- ① 取引の状況等から合理的に判断して純資産が3億円以上になると見込まれること
- ② 取引の状況等から合理的に判断して投資性金融資産が3億円以上になると見込まれること
- ③ 個人投資家の特定投資家への移行（プロ成り）の申出を行った金融商品取引業者等との間で申出を行った契約の種類に属する金融商品取引契約の取引経験が1年以上あること

異なる点は、改正前（現行）の個人投資家の特定投資家移行（プロ成り）においては、「申出を行った契約の種類に属する金融商品取引契約の取引経験が1年以上あること」（③）の要件について、「当該プロ成りの申出を行った金融商品取引業者等との間の1年以上の取引経験」が必要であり、他の金融商品取引業者等において（あるいは他の金融商品取引業者等及び当該金融商品取引業者等との間で合算して）1年以上の取引経験がある場合でもプロ成りはできず、別途「当該金融商品取引業者等における1年以上の取引経験」が必要とされている。

改正後は、「個人投資家のプロ成りの申出を行った契約の種類に属する金融商品取引契約の取引経験が1年以上あること」が要件とされ、当該申出をした金融商品取引業

<sup>1</sup> 投資性金融資産としては、①有価証券、②デリバティブ取引に係る権利、③特定預金等、④特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利、⑤特定信託契約に係る信託受益権、⑥不動産特定共同事業契約に基づく権利、⑦商品市場における取引及び店頭商品デリバティブ取引に係る権利が該当する（金商業等府令62条1項1号口）。

者等における取引経験の期間に限らず、他の金融商品取引業者等における申出を行った契約の種類に属する金融商品取引契約の取引経験の期間も合算することができることになる。

これは、金融審報告書5頁において、「取引経験要件の柔軟化」として、『個人投資家のプロ成りの要件の一つである「1年以上の取引経験」については、現行制度上、個人がプロ成りの申出を行った先である金商業者等における取引経験に限定されており、他社での取引経験を勘案することができない。そのため、他社で既にプロ成りしている投資家であっても、新たに取引を開始した金商業者等においては1年経過しなければプロ成りすることはできないこととなっている。取引経験については、特定の金商業者等における実績に限定することなく、投資家ベースで評価すべきと考えられることから、他社での取引経験も勘案できるようにすることが適当と考えられる。』とされたことを受けた改正である。

この投資経験1年以上の要件は、類型2、類型3および類型4においても同じ要件が適用される。

3. 類型2（【純資産5億円以上 or 投資性金融資産5億円以上 or 収入金額1億円以上】  
+投資経験1年超）（金商業等府令62条1項2号）

- ①-1、①-2、①-3のいずれかに該当し、かつ、②に該当すること
- ①-1 取引の状況等から合理的に判断して純資産が5億円以上になると見込まれること
- ①-2 取引の状況等から合理的に判断し投資性資産<sup>2</sup>が5億円以上になると見込まれること。
- ①-3 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日の属する年の前年における申出者の収入金額が1億円以上であると見込まれること。
- ② 個人投資家の特定投資家への移行（プロ成り）の申出を行った契約の種類に属する金融商品取引契約の取引経験が1年以上あること（当該申出をした金融商品取引業者等における取引経験に限らない）

類型2は、個人投資家のプロ成り要件として、「純資産5億円以上」、「投資性資産5億円以上」または「収入金額1億円」のいずれかの要件を満たすとともに、「取引経験1年以上」を求めるものである。

この類型は、特定投資家に移行可能な個人の要件について、一定の金融リテラシーやリスク耐久力を有することが推定される要素として、改正前（現行）は、純資産額、投資性金融資産額及び取引経験が掲げられているが、これらの要素のみでは限定的すぎるとの指摘があったため、現行要件の要素以外に同様の金融リテラシーを推定する要素を特定するために金融庁が実証事業<sup>3</sup>を実施した結果、「純資産及び投資性金融資産ともに3億円以上かつ取引経験1年以上である投資家」と同等以上の金融リテラシー（平均正答率）があると推定される投資家の類型の一つとして「年収1億円以上、又は投資性金融資産5億円以上、又は純資産5億円以上」とされたため認められた要件である（金融審報告書4頁脚注10）。

類型2の「投資経験1年以上」の要件は、類型1と同じである。

<sup>2</sup> 投資性金融資産の種類は類型1（脚注1参照）と同様。

<sup>3</sup> 実証事業の協力証券会社の顧客に対し、投資家属性・金融リテラシーを問うリテラシーテストを実施（事業委託先：株式会社野村総合研究所）。現行の個人の特定投資家の要件と同様に純資産及び投資性金融資産ともに3億円以上かつ取引経験1年以上である投資家の平均正答率を算出し、当該投資家と同等以上の金融リテラシー（平均正答率）があると推定される投資家属性について調査。（金融審報告書4頁脚注9）

4. 類型3（投資性金融資産契約月平均4件以上＋【純資産3億円以上 or 投資性金融資産3億円以上】＋投資経験1年超）（金商業等府令62条1項3号）

- ①に該当し、かつ、【②-1 or ②-2】に該当し、かつ、③に該当すること
- ① 個人投資家の特定投資家への移行（プロ成り）前1年間における申出者の1月当たりの平均的な投資性金融資産に係る契約の件数が4件以上である場合
- ②-1 取引の状況等から合理的に判断して純資産が3億円以上になると見込まれること。
- ②-2 取引の状況等から合理的に判断して投資性金融資産が3億円以上になると見込まれること。
- ③ 個人投資家の特定投資家への移行（プロ成り）の申出を行った契約の種類に属する金融商品取引契約の取引経験が1年以上あること（当該申出をした金融商品取引業者等における取引経験に限らない）

（1）要件

類型3は、個人投資家のプロ成り要件として、「投資性金融資産契約月平均4件以上」であるとともに、「純資産3億円以上」または「投資性金融資産3億円以上」のいずれかの要件を満たすとともに、「取引経験1年以上」を求めるものである。

この類型は、特定投資家に移行可能な個人の要件について、一定の金融リテラシーやリスク耐久力を有することが推定される要素として、改正前（現行）は、純資産額、投資性金融資産額及び取引経験が掲げられているが、これらの要素のみでは限定的すぎるとの指摘があったため、現行要件の要素以外に同様の金融リテラシーを推定しうる要素を特定するために金融庁が実証事業を実施した結果、「純資産及び投資性金融資産ともに3億円以上かつ取引経験1年以上である投資家」と同等以上の金融リテラシー（平均正答率）があると推定される投資家の類型の一つとして「投資性金融資産又は純資産3億円以上、かつ、年平均取引頻度4回／月以上」とされたため認められた要件である（金融審報告書4頁脚注10）。

類型3の「投資経験1年以上」の要件は、類型1と同じである。

（2）要件に該当しなくなった場合の特例（金商業等府令62条2項）

類型3の適用を受けて特定投資家に移行（プロ成り）した個人投資家については、類型3の要件を満たさない場合においても、その知識及び経験に照らして適当であるときは、類型3の要件を満たすものとしてプロ成りを認めることができる。

この規定が、「投資性金融資産契約月平均4件以上」の要件を満たさない場合、または、「純資産3億円以上」および「投資性金融資産3億円以上」の要件をいずれも満たさない場合を想定しているのかは明らかではない。

また、「知識及び経験に照らして適当であるとき」とはいかなる場合を指しているの

かも明らかではない。

なお、金融審報告書5頁においては、「金商業者等がプロ成りの申出を承諾するに当たっては、上記の形式要件の確認のほか、顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的に照らして特定投資家として扱うことがふさわしいかを考慮した上で判断する必要がある」と記載されている。

パブリックコメントにおいて本規定の意味について確認する必要があるだろう。

5. 類型4（特定の知識経験＋（純資産1億円以上 or 投資性金融資産1億円以上 or 収入金額1億円以上）＋投資経験1年超）（金商業等府令62条1項4号）

- ①かつ、【②-1 or ①-2 or ②-3】に該当し、かつ、③に該当すること
- ① 特定の知識経験を有する者である場合
- ②-1 取引の状況等から合理的に判断して純資産が1億円以上になると見込まれること。
- ②-2 取引の状況等から合理的に判断して投資性金融資産が1億円以上になると見込まれること。
- ②-3 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日の属する年の前年における申出者の収入金額が1千万円以上であると見込まれること。
- ③ 個人投資家の特定投資家への移行（プロ成り）の申出を行った契約の種類に属する金融商品取引契約の取引経験が1年以上あること（当該申出をした金融商品取引業者等における取引経験に限らない）

（1）要件

類型4は、個人投資家のプロ成り要件として、「特定の知識経験を有する者である場合」（下記イ参照）であるとともに、「純資産1億円以上」または「投資性金融資産1億円以上」または「前年収入金額1千万円以上」のいずれかの要件を満たすとともに、「取引経験1年以上」を求めるものである。

この類型は、特定投資家に移行可能な個人の要件について、一定の金融リテラシーやリスク耐久力を有することが推定される要素として、改正前（現行）は、純資産額、投資性金融資産額及び取引経験が掲げられているが、これらの要素のみでは限定的すぎるとの指摘があったため、現行要件の要素以外に同様の金融リテラシーを推定しうる要素を特定するために金融庁が実証事業を実施した結果、「純資産及び投資性金融資産ともに3億円以上かつ取引経験1年以上である投資家」と同等以上の金融リテラシー（平均正答率）があると推定される投資家の類型として「特定の職業経験（金融機関業務 会社経営のコンサルティング・アドバイス 経済・経営に関する教職・研究職）又は特定の保有資格（証券アナリスト証券外務員（1種、2種）1級・2級 FP 技能士・CFP・AFP 中小企業診断士）を有し、かつ、年収1000万円以上」および「特定の職業経験（同上）又は特定の保有資格（同上）を有し、かつ、投資性金融資産又は純資産1億円以上」とされたため認められた要件である（金融審報告書4頁脚注10）。

**(2) 特定の知識経験を有する者（金商業者等府令 62 条 3 項）**

類型 4 の「特定の知識経験を有する者」とは以下の①から④のいずれかに該当する者をいう。

- |   |
|---|
| <p>① 金融商品取引業、銀行業、保険業、信託業その他の金融業に係る業務に従事した期間が通算して 1 年以上になる者</p> <p>② 大学の学部、専攻科又は大学院における経済学又は経営学に属する科目の教授、准教授その他の教員（専ら当該科目に関する研究を職務とする者を含む。）の職にあった期間が通算して 1 年以上になる者</p> <p>③ 次のいずれかに該当する者であって、その実務に従事した期間が通算して 1 年以上になる者</p> <p>イ 公益社団法人日本証券アナリスト協会による日本証券アナリスト協会認定アナリストの資格を有する者</p> <p>ロ 日本証券業協会の規則に定める一種外務員又は二種外務員となる資格を有する者</p> <p>ハ 職業能力開発促進法の技能検定の検定職種がファイナンシャル・プランニング（等級が 1 級又は 2 級のものに限る。）であるものに合格した者</p> <p>ニ 中小企業診断士</p> <p>④ 経営コンサルタント業に係る業務に従事した期間が通算して 1 年以上になる者その他の者であって、上記①から③までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するもの</p> |
|---|

#### 第4. その他業法における個人投資家のプロ成り規定について

パブリックコメント案では、金融商品取引法の特定投資家制度が準用して適用される「特定預金等」、「特定保険契約」、「特定信託契約」についての個人投資家のプロ成り手続の規定（銀行法施行規則14条の11条の14、保険業法施行規則52条の13の12、信託業法施行規則30条の12、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則30条の11）の改正案は示されていない。

もっとも、改正の趣旨に鑑みると、実際の改正内閣府令の公布時にはこれらの規定についても同様の改正がなされるものと考えられる。

#### 第5. 海外投資家等特例業務

2021年（令和3年）5月26日に公布された「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第46号）により、金融商品取引法に新たに「海外投資家等特例業務」が創設された。

海外投資家等特例業務の投資者である「個人の海外投資家」については、特定投資家制度の個人投資家のプロ成りとほぼ同じ制度が設けられている（金融商品取引法63条の8第1項1号ハ、金商業等府令246条の10第1項）が、パブリックコメント案では、個人投資家のプロ成りとほぼ同じ要件の緩和案が示されている。

#### 第6. 特定投資家向けの枠組みの拡充

日本証券業協会は、2022年（令和4年）4月1日に、「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」を制定するとともに、「外国証券の取引に関する規則」の一部改正を行なった。また、株主コミュニティ制度の改善や店頭取扱有価証券に係る譲渡禁止期間の見直しを行うため、「株主コミュニティに関する規則」等の一部改正を行なった<sup>4</sup>。

金融商品取引法上、特定投資家向けの枠組みとして、特定投資家私募制度が存在する。特定投資家私募制度は、資金調達企業が一定の情報（特定証券情報等を提供又は公表し、金商業者等を介して特定投資家のみを相手方として有価証券の取得勧誘を行う場合に、有価証券届出書の提出を免除する制度である。

これまでは、①金融商品取引業者等による非上場株式の投資勧誘が日本証券業協会自主規制規則において原則として禁止されていたこと、②プロ向け市場（TOKYO PRO Market 等）を除き、非上場株式等に係る特定証券情報が整備されていないことから、特定投資家私募制度については、プロ向け市場を除き利用できない状況となっていた。

金融審報告書においても、「日証協規則において、非上場株式の金商業者等による特定投

---

<sup>4</sup> 「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」等の制定等について」（日本証券業協会、令和4年4月1日）  
（[https://www.jsda.or.jp/about/public/kekka/files/20220401\\_sankou\\_hijojo.pdf](https://www.jsda.or.jp/about/public/kekka/files/20220401_sankou_hijojo.pdf)）

資家向け投資勧誘を認め、各取引において勧誘対象となる者の特性を踏まえ、投資勧誘に係る具体的なルールを整備することが適当と考えられる。」とされているところであり、日本証券業協会規則の制定・改正はこのような要請に応えたものである。